

長野県告示第235号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村葛島2141の78
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第236号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
木曾郡開田村大字西野5247の1・5247の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5247の3、5247の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び木曾郡開田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 松川インター大鹿線
- 2 供用を開始する区間
上伊那郡中川村大草7282番の76地先から
上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年4月7日

道路維持課

長野県告示第238号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年4月22日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松川インター大鹿線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
上伊那郡中川村大草 7282番の76地先から 上伊那郡中川村大草 7282番の76地先まで	旧	6.0~33.4	0.2216
同 上	新	6.0~33.4	0.2216
		6.0~25.5	0.1655

道路維持課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 くらりnet
- 3 代表者の氏名
中田真司
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市中央通り4丁目11番4
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民活動を行っているもの及び、市民活動を行おうとする意志のあるものを支援し、自らもまちの活性化につながる事業を行うことで、より多くの人たちが住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふる里クラブ
- 3 代表者の氏名
西尾安廣
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市龍江7032番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農山村の豊かな自然の中で、環境文化の保全とその教育、福祉の増進、災害救援、防災活動に関する事業を行い、心豊かで健康的な暮らしが出来る地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

上伊那郡長谷村における県営長谷地区黒河内換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年3月24日行いました。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 農地保有合理化法人の名称
財団法人木島平村農業振興公社
- 2 事業の種類
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業
農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に規定する事業

農村整備課

公告

平成15年3月31日、北佐久郡川西土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成15年3月31日、中野市南部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

上伊那郡西天竜土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年4月7日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

理事

新任

氏名	住所
原長四郎	伊那市大字伊那1438番地
堀田明男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9869番地
花岡孝治	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2656番地3
正木計彦	伊那市大字伊那1156番地1
上島喜代克	上伊那郡辰野町大字伊那富6054番地
堀精治	上伊那郡南箕輪村16番地イ号2
池上智志	上伊那郡南箕輪村8317番地

重任

氏名	住所
有賀正	上伊那郡南箕輪村4957番地
市川覚	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10163番地
平井眞一	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11952番地2
倉田庄衛	上伊那郡南箕輪村3463番地
井澤俊英	上伊那郡箕輪町大字中箕輪3100番地3
丸山幹男	上伊那郡南箕輪村8012番地1
岡田米造	上伊那郡辰野町大字伊那富7793番地
白澤澄生	伊那市大字西箕輪6984番地
小池和男	上伊那郡箕輪町大字中箕輪12143番地2
加藤忠秋	上伊那郡南箕輪村6473番地
安積正一	上伊那郡南箕輪村2518番地

退任

氏名	住所
大澤博光	伊那市大字伊那3176番地
野澤深	上伊那郡辰野町大字伊那富7617番地
堀公人	上伊那郡南箕輪村932番地
北條寛	上伊那郡箕輪町大字中箕輪9701番地1
桑澤肇	上伊那郡箕輪町大字中箕輪122番地

御子柴 昭 男 伊那市大字伊那563番地
 征矢 廣 行 上伊那郡南箕輪村587番地

監 事

新 任

氏 名 住 所

宮 原 正 廣 上伊那郡辰野町大字伊那富8549番地
 大 槻 正 春 上伊那郡箕輪町大字中箕輪514番地2
 征 矢 廣 行 上伊那郡南箕輪村587番地

重 任

氏 名 住 所

山 岸 東 治 伊那市大字伊那7956番地

退 任

氏 名 住 所

松 田 和 博 上伊那郡辰野町大字伊那富3254番地4
 白 鳥 多 平 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12096番地
 池 上 智 志 上伊那郡南箕輪村8317番地

土地改良課

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成15年4月7日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

理 事

新 任

氏 名 住 所

平 澤 豊 満 上伊那郡箕輪町大字中箕輪463番地

土地改良課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、飯綱高原都市計画区域指定案及び同都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年5月2日(金)午後1時30分から
 (2) 場 所 長野市大字上ヶ屋2471番地79 アゼィリア飯綱

2 都市計画の案の概要

- (1) 都市計画区域指定、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案

飯綱高原都市計画区域を指定し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。(区域指定範囲は別紙素案のとおり)

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成15年4月30日(水)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の

概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成15年4月22日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

- (3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所又は長野市都市整備部都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

(整理番号)

公 述 申 出 書

飯網高原都市計画区域指定案等に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成15年4月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

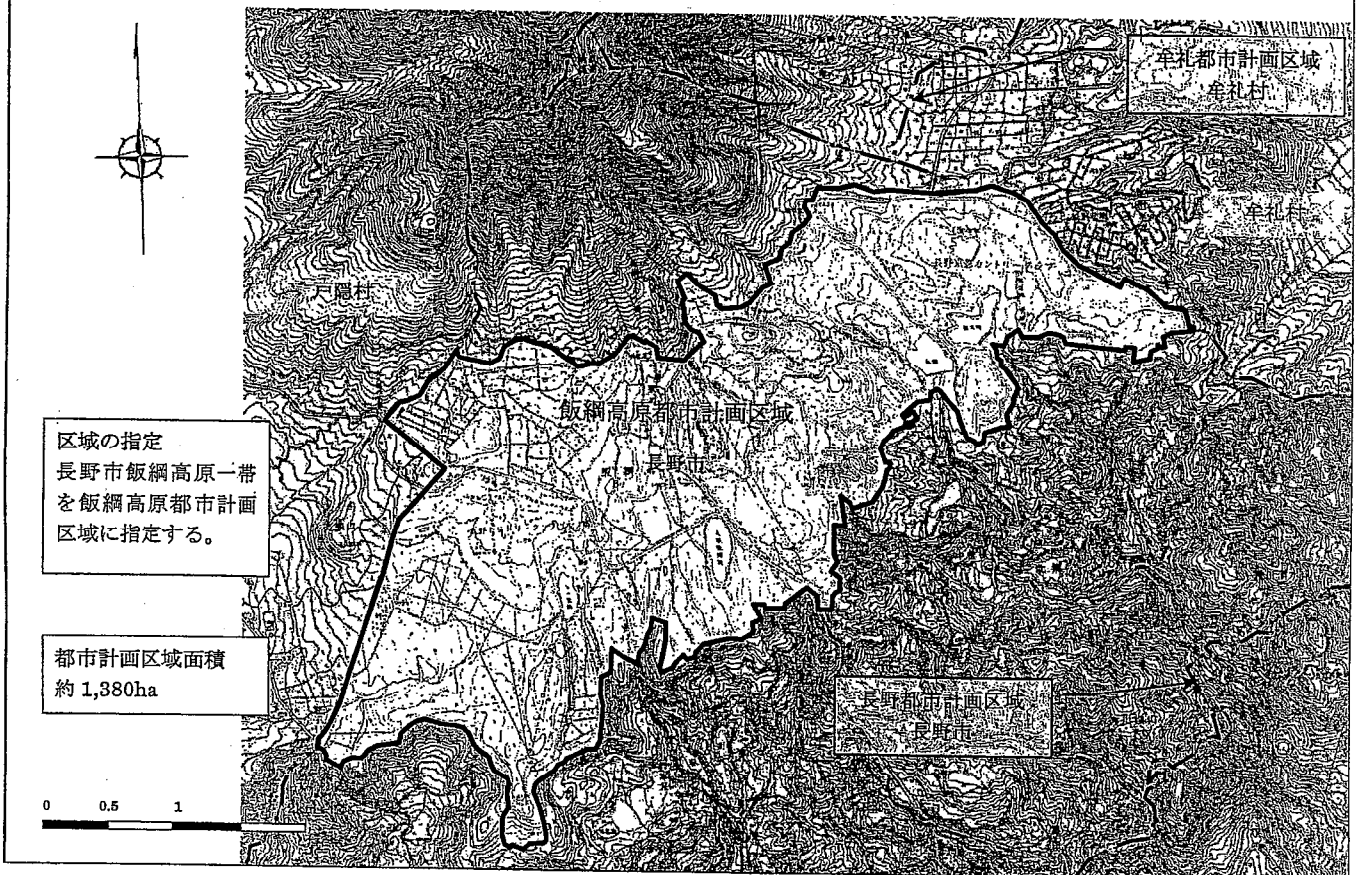
(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

飯網高原都市計画区域の指定 (素案)



都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、更埴都市計画区域及び戸倉上山田都市計画区域の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年4月7日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成15年5月8日(木) 午後1時30分から
- (2) 場所 更埴市大字屋代1881番地 長野県更埴庁舎3階大会議室

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画区域の変更案
更埴都市計画区域と戸倉上山田都市計画区域を一の都市計画区域とし、一部の区域を拡大する。(別紙素案のとおり)
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年5月2日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の

(別紙様式)

概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年4月22日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、長野県更埴建設事務所、更埴市建設部都市計画課、戸倉町都市計画課、上山田町都市建設課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

公 述 申 出 書

(整理番号)

更埴都市計画区域及び戸倉上山田都市計画区域変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年4月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

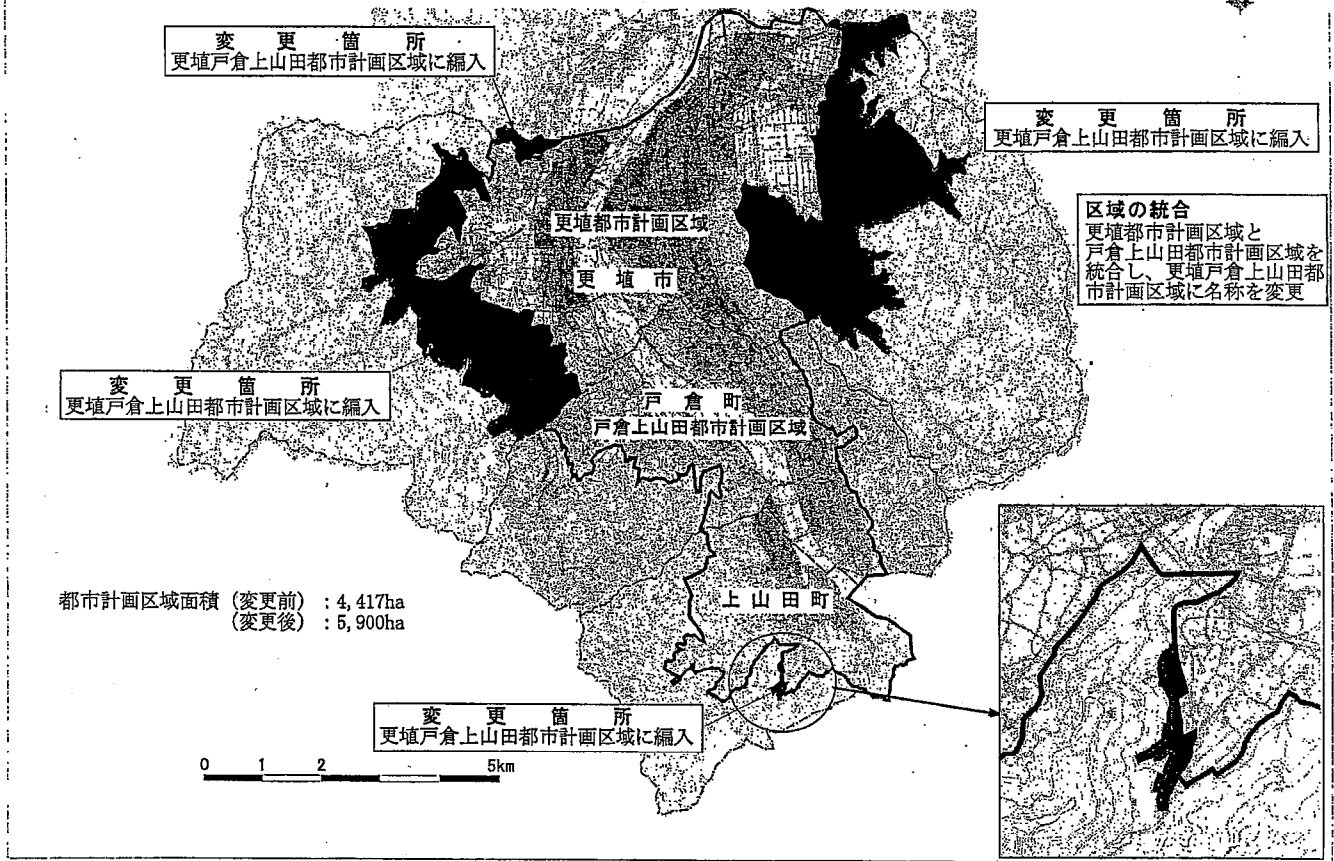
(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
- 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
- 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

更埴・戸倉上山田都市計画区域の変更(素案)



都市計画課

